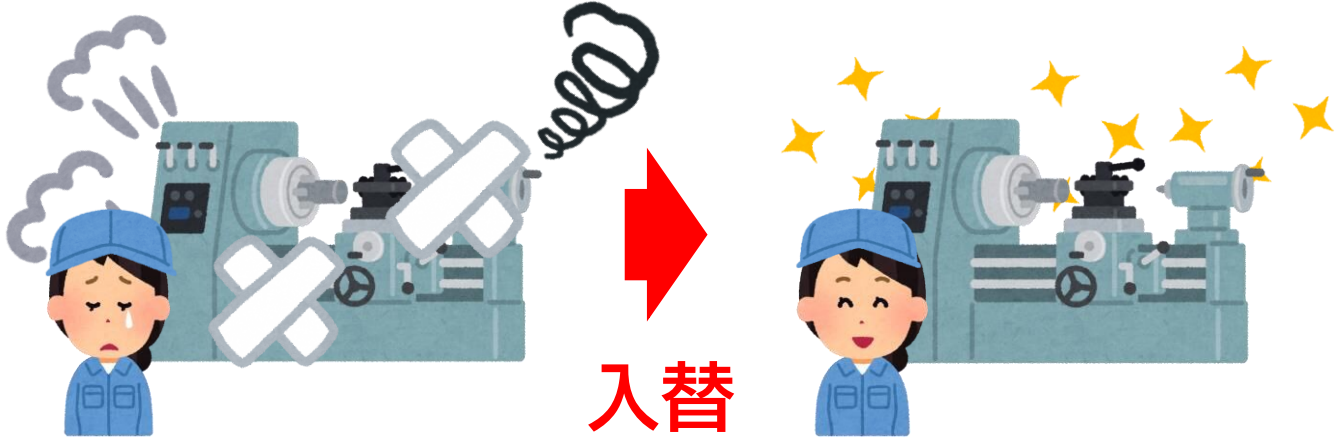


令和6年度東大阪市省エネ設備更新事業補助金



既存の生産設備を新たな設備に更新してエネルギー使用量の削減と生産性向上を図る企業を支援します



	省エネ設備更新事業補助金
補助対象者	市内に設備更新を行う中小企業者 かつ、製造業者またはファブレス企業
補助要件	・市内事業所の 既存設備を補助対象設備へ更新(入替) すること ・補助申請の前に先端設備等導入計画の認定を受けること ※他にも要件あり
対象設備	指定する 生産設備 ※webサイト掲載の一覧参照
補助率及び 補助金上限額	(補助率)1/2、(上限額)300万円
募集時期	令和6年7月1日～令和7年1月31日 ※ただし、予算がなくなり次第締め切ります。
事業期間	交付決定日～令和7年2月28日まで

【参考】国や府でも同様の補助制度があります。

国が実施する
補助金の情報はこちらから



省エネルギー投資促進支援事業費補助金
Ⅲ設備単位型の生産設備に係る補助

大阪府が実施する
補助金の情報はこちらから



中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ
設備の導入支援補助金

この補助(補助率1/3)を先に受けて、補助額1/2、上限300万円に達するまでは市の補助も受けることが可能

(お問い合わせ先)東大阪市都市魅力産業スポーツ部 モノづくり支援室
☎06-4309-3177 ✉ monodukuri@city.higashiosaka.lg.jp

本補助金のフローチャート(概要)

スタート

申請者

東大阪市

【必ず最初に】導入する設備が補助対象設備であるかどうか確認する

①先端設備等導入計画認定の申請
・必要書類を添付し、電子申請システムより申請してください

③先端設備等導入計画認定書の受け取り



リース・割賦も対象です

※令和7年2月28日までに支払が完了する額が対象となります

②申請書の受付、認定書の送付
・申請書に不備がない場合、おおよそ10日程度で送付します

令和6年6月30日以前にやむを得ず対象設備の導入が必要となる場合は、申請によって事前着手が可能となる場合がございます。メールまたは電話にて直接お問い合わせください(表紙のお問合せ先参照)。

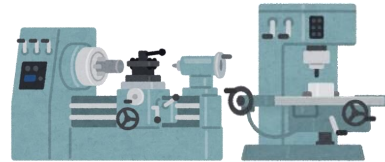
(ここから下が補助金申請の手続き)

1. 電子申請システムから補助金交付申請
・必要書類を添付し、電子申請システムより申請してください

3. 交付決定通知の受領

4. 設備導入
・令和7年2月28日までに発注・納入・検収・支払まですべての手続きを完了してください

5. 実績報告書の提出
・必要書類を添付し、電子申請システムより申請してください(p.6参照)
・令和7年2月28日までに提出してください



2. 申請受付、交付決定通知の送付
・申請書に不備がない場合、おおよそ1~2週間で送付します

交付決定から設備導入までの間に、交付申請内容に変更が生じた場合は、すみやかにモノづくり支援室へご連絡ください

6. 実績報告受付、現場確認の日程調整のお知らせ
・報告書に不備がない場合、メールにてご訪問日時を調整させていただきます。

7. 現場確認 現場で設備の型式を銘板等で確認します

9. 確定通知の受領、請求書の提出

11. 補助金の受領

8. 確定通知の送付

10. 補助金の支払い

ゴール